

平成21年9月10日（木）

（午前9時31分 開議）

○議長（中西峰雄君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は22人で、定足数に達しております。

○議長（中西峰雄君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

今回提出された請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり4件であります。これを会議規則第134条の規定により、請願第11号 ごみ袋の大幅値上げの見直しを求める請願については総務委員会に、請願第12号 国道371号バイパス建設事業に関連し、サンロード三石台マンション出入口交差点への信号機設置に関する請願については経済建設委員会に、請願第13号 橋本市立の保育園及びこども園全園に「AED（自動体外式除細動器）」の設置を求める請願については文教厚生委員会に、請願第14号 橋本市訪問看護ステーションの安定した経営を求める請願については文教厚生委員会にそれぞれ付託いたします。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中西峰雄君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において16番 中谷晋君、20番 中上君の2人を指名いたします。

この際、お諮りいたします。

12番 辻本君から9月8日の一般質問における発言について、一部不適切な発言があったので、会議規則第65条の規定により、その

部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、辻本君からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

次に、お諮りいたします。

11番 岩田君から9月9日の一般質問における発言について、一部不適切な発言があったので、会議規則第65条の規定により、その部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、岩田君からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

日程第2 認定第1号 平成20年度橋本市 一般会計決算の認定について

○議長（中西峰雄君）日程第2 認定第1号 平成20年度橋本市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

便宜、事項別明細書により歳出から款別に行います。決算書の76ページをお開きください。

まず、1款議会費、76ページから79ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次に、2款総務費、78ページから127ページまで、質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）103ページから105ペー

ジにかけてなんですけれども、0236自治会に要する経費、ここのところで報償費、金額は少ないんですけれども、1万7,966円とか、広報等配送業務委託料を含めて委託料で189万2,000円というのが上がっていきまして、その下の0237行政事務に要する経費、ここで一般報償金が180万円、行政事務委託料、これが2,900万円とかなり大きな金額、これは各区に対して交付されていると思うんですけれども、この行政事務委託の根拠となる条例とか、どういう根拠で区に対してこれをおろしているのか、また、区は、各区に応じてこの金額の扱いがどうも違うようにも聞くんですけれども、そのあたり、当局としてどのように把握されているのか、その点についてお尋ねします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）行政事務委託料につきましては、まず一点、根拠ということでございますけれども、これは市の取り決めの中で戸数割1,100円、それから何世帯ということの世帯数を掛けましての合計が2,920万9,440円ということで、合併前は旧の高野口町、旧の橋本市で各算出根拠が異なっておりました。合併後、新市になりまして統一をさせていただきまして、各区ごとに戸数割、世帯数割ということで、戸数割が1,100円、世帯数割につきましては、各区ごとの世帯数で積算させていただきましてお支払いをさせていただいておりますということでございます。

それから、各区の違いでございますが、確かに行政事務委託料の支出、活用のほうにつきましては各区で異なっております。それにつきましては、各区の自主性にお任せをしておりまして、特段、市のほうから縛りはいたしてございません。そして、その報告はうちのほうへいただいております。

以上でございます。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君、答弁もれの指摘をお願いします。

○13番（瀧 洋一君）今、取り決めということなんですけど、その根拠となる条例とか、この支払いの根拠となるものに、今、取り決めというようなことがあったんですが、どういふ条例でしているのかという点が一点。それと、自治会に要する経費の一般報償金とか、この辺との違いですね。この行政事務の一般報償金180万円、要するに区に多分支出されているというのはわかるんですけれども、自治会に要する経費、行政事務に要する経費、それぞれの違いについてという点についての答弁をお願いします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）失礼しました。まず、行政事務委託料につきましては、要綱だったか規定だったか、済みません、後でご答弁させていただきます。規定か要綱で作成しておりまして、それに基づいて支出をさせていただいております。

それから、103ページの一般報償金でございますけれども、これにつきましては、各区、市内に百数名の区長がおられます。その各区の代表である区長理事というのを選出させていただいております、その区長理事、今現在9名でございますけれども、その方々の毎月区長理事会を開催させていただいております、毎月区長理事会ということで月に1回は最低出席をしていただいて、区全体の、また市の動き、行政お願い事項等を各区長理事にお願いしまして、各区長理事が各地域の区長へ伝達なり依頼なり報告なりをしていただいておりますということで、今現在は9名の方々の代表である区長理事の業務委託料ということで、区長理事会以外にも各種市の行政のお願い事項、連絡事項、また要望事項、赤い羽根から始まりまして緑の羽根、そういったもろ

もろのお願い事項を、すべて区長理事を通じて各区長におろささせていただいておる業務委託料でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）そしたら、この行政事務のほうの一般報償金、これについてはどうなんですか。これとの違いということでお尋ねしたんですが。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、行政事務委託料につきましては。

（「一般報償金180万円」と呼ぶ者あり）

○総務部長（中山哲次君）先ほどご答弁させていただいた180万円というのは、各区長の、例えば旧隅田村でございますと、隅田には中島とか下兵庫とか、その方々の各区の代表の方1名が区長理事です。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）そうしましたら、これは9名で180万円ということなんですけれども、要は区というものに対しての支出、高野口のほうでもいろいろ区の再編とかが合併に伴って行われていると思うんですけれども、今後、この区に対してどのような形で、区長、区という組織、自治会という組織なのか、ちょっとここの扱いというのがあまり明確になっていないのかなという気がしたのでお尋ねをしているんですけれども、これをどのように考えていくのか、そしてまた広報の配送委託、これも12万2,000円、これは以前に役職の方が広報を届けていただくというようなことで、多分、区の中だけでの配送ということになっているのかと思うんですが、12万円、かなり金額が少なくなっているのです、いいのですが、今後この広報の配送というのも、今までと同様のような形で12万円とか、これぐらいの金額でやっていかれるおつもりなのか、お尋ねします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）その前に、先ほどの2,920万9,440円の区長連合会への支出ですが、説明不足でございますので、もう少しご答弁させていただきます。戸数割が1,100円の世帯数割を掛けた金額が年間で2,553万6,500円、そこへ均等割、これもお支払いさせていただいております、年間で287万6,000円ということで、合計2,920万9,440円でございます。失礼しました。

それから、今回のご質問でございますけれども、各区長なり区、自治会、名称は違うわけですけども、今後どういう扱いをしているのか、明確化していくのかということでございますけれども、今現在も共助・協働の社会になってきております。ですから、行政だけで何もかも市民の要望をお聞きするなり行政サービスをするというのは、ある程度限界に近づいてきておるのではないかと。住民の本意を吸い上げさせていただく、行政に反映させていただくとなれば、区長は区民の方々のご意見も集約していただいておりますので、この区長のご意見なり活動が非常に大事な影響力といいますかウエートを占めてまいると考えておりますので、今後とも自治会組織の強化はお願いしていきたいし、自治会区長とも今後行政と分かち合うといいますか、助けをいただきながら行政運営をしていきたいということで、今後も区長組織はより強化させていただきたい、お願いをしていきたいというふうに考えてございます。

それから、広報の配布でございますけれども、ここに挙げさせていただいておりますのは、基本的には市の幹部職員が直接区長のところへ広報を配布させていただいております。どうしても地域によっては配布できない部分については、一部従来どおり配達をさせていただいておりますので、その部分につきまし

ては、この決算金額が出ておる数字で、今後も幹部職員による区長への広報等、連絡なり広報の配達、それは続けさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）97ページの企業誘致に要する経費の中の公有財産購入費、土地購入費で2億9,547万1,304円支出されているんですが、この購入場所及び面積、それから金額等について伺います。

それと次に、107ページの電算管理運営に要する経費の中の使用料及び賃借料ということで、機械等借上料5,188万7,846円の内訳、できるだけ具体的にお願いします。

それから3点目は、113ページの人権対策に要する経費の中の負担金補助及び交付金の中の和歌山県の部落史研究促進協議会負担金48万5,115円、これについて、これは何を目的に行われているのか、その目的、それから何年計画なのか、合計で橋本市がいかほどの負担が必要なのか、この点伺います。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）まず97ページの企業誘致室の土地購入費でございますけれども、この内容につきましては2件ございまして、小峰台31号線改良に伴う土地購入費ということで、16.17㎡の22万3,146円と、大きいのが神野々穴伏谷用地、これは開発公社が持っていたものでございますけれども、大部分を買い戻しまして、面積が1万1,351㎡、その額につきましては2億9,524万8,158円、これを合わせたものが2億9,547万1,304円となっております。

それから、107ページの使用料及び賃借料でございますけれども、その機械等借上料5,100万円何がしの金でございますけれども、これは詳しくは言えませんが、ホストコンピュータ、それと周辺機器のリース契約にな

っている分だったかというふうに考えてございます。それ以上の詳しいのが、今、手元にはございませんので、後ほど説明したいと思っております。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）お尋ねの和歌山の部落史ですけれども、編さん事業に対する負担金につきましては、事業年度は17年度から26年度にかけて本文を3巻と資料編4巻を編さんするというふうにお聞きしております。それにつきまして、負担割合は県が50%、市で50%という格好になっておりまして、そのうち橋本市分で6.6%の負担割合で県のほうから内示をいただいているという格好で事業を進めております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今のところの答弁もれで、総額で橋本市の負担はいくらになるのか答弁願います。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）事業費総額が2億2,250万円という格好で聞いておるんですけども、26年度までの長期にわたる事業計画でございます。橋本市は、今、数字が出ていませんけど、そのうち先ほど申し上げました6.6%の割合になりますので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今の113ページなんですけど、総額で2億2,000万円をかけて、今の説明では、いわば和歌山県の部落の歴史をまとめると。そういう仕事というか事業が本当に必要なのかという考えなんです。基本的には部落問題というのは、もう解決というか、国のほうもいわゆる同対事業であるとかいう形は完全に終結をしているわけで、こうした支出がどうしても必要なのか、その点が納得できないんですけれども、この点伺います。

もう一点は、機械等借上料、107ページの件なのですが、ソフトコンピュータほかということなので、詳しくわかりにくいようですが、いろんなメーカーもあるわけで、これは一般論なんですけど、どうしても一つのところと契約をしていかないといけないのか、こうした部分で経費の削減というのはできないのか、この点伺います。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）コンピュータ、市で動かしている大きなものとして、住基系と、それからインターネットとかを使っています庁内、庁外も含めたLAN系とあるわけでございます。職員の前にありますのがLAN系でございますけども、そういうことで、一つの住基系につきましては、ずっと前から、言ったら悪いですけども、富士通系のCOBOLというような言語で動いていまして、これにつきましては、その系列の中でのほうができないというような状況がございます。かなりブラックボックス的なところがございまして、あと、LAN系につきましてもブラックボックス的なところがございまして、できるだけ分割して借り上げとか点検とかをしていただいております中では、それにくっついたいろんな部分というのは、いろんな競争が可能かというふうに考えてございます。ちょっとわかりにくいですけども、そういう形になってございます。

それと5,488万7,846円の内容でございますけれども、ホストコンピュータの住民系の機器のソフトウェア関係で、これは富士通でございますけども、2,300万円程度あります。それから、ホストコンピュータの個人情報保護対策ソフトウェア、ファイルサーバでございますけども、これが130万円ほど。それに伴う周辺機器が、これは富士通じゃないですけども、これが60万円。ほかにICカード関係で

185万円、市民課で使っているICカードのシステムの使用料とか、もろもろ、いわゆるホストコンピュータに付随する周辺機器のソフトなりハードなりの借上料ということで、項目的には11項目。富士通ばかりではございません。NTTファイナンスとか協同リースなんかもございますけども、それらを合わせまして5,488万7,846円となっております。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）部落問題については解決をしておるのに、今なぜ部落史をというおたただしだと思えるんですけども、ご存じのとおり、部落問題の解放につきましては、大正時代の水平社発足以来、昭和40年代に入りまして国のほうも解決に向けまして、国の行政の責務であり国民的課題という格好で、国を挙げて解決に向けて取り組んできたところでもあります。法も失効したわけですけども、そういつて皆さん、各国民の努力、各種団体のお力添え等をいただきまして解放に向けて歩んできたわけですけども、そういった歴史的なものを後世に残すということで、部落史問題研究協議会がこういったものを後世に正しく伝えていこうということで市史を編さんしているというふうに伺っておりますので、答弁が適切でない部分があるかもわかりませんが、そういうふうにご理解をいただきたいと思えます。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）失礼しました。機械借上料の中に、ホストコンピュータだけじゃなしにLGWAN系の、LGWANとは官公庁とのネットワークでございますけども、その装置の借上料も含んでございます。ホスト系だけではございません。

○議長（中西峰雄君）先ほどの13番 瀧議員の質問に対して間違った答弁をしておりますので、再度答弁をしたいということで申し出

があります。

総務部長。

○総務部長（中山哲次君）本当に申しわけございません。私の勘違いで、103ページの一般報償金180万円、これは、橋本市が年間を通じまして、和歌山市の月山弁護士のほうへ行政相談等で委託しておる180万円、月山弁護士への報償金でございました。大変失礼しました。申しわけございません。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）富岡議員が取り上げられた97ページの公有財産購入費2億九千五百何万円というのが、これが買い戻しの物件ということですが、公社が当該物件を買い入れたもとの値段というのはいくらですか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）当初の目的は学校用地ということで、先行取得したのが昭和55年頃で25年から30年近くたってございますので、数字的なものは今持っていないくて恐縮なんですけども、かなり管理費とかいうことで簿価が膨らんでいて、当初買ったときはこの半分以下か3分の1、それぐらいに認識してございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次に、3款民生費、4款衛生費、126ページから199ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次に、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、198ページから229ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次に、8款土木費、9款消防費、228ページから

271ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次に、10款教育費、270ページから337ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次に、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、336ページから339ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。20ページをお開きください。

1款市税、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、20ページから23ページまで、質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）21ページの滞納繰越分4,386万5,190円ということで、前年度とも比較しても大分この滞納繰越金が増えているんですが、これらの理由等についてお答えください。

もう一つあります。23ページの株式等譲渡所得割交付金、これが大幅に減額になっているんですが、その理由について伺います。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）この法人につきましては、やはりここ最近の経済情勢の悪化、不景気ということが原因しておりまして、各企業とも大変苦勞しておるようでございまして、この大きな要因としては不景気ということでございまして、法人のほう、過誤納還付金も増えておるわけでございますけれども、大きな要因としては不景気が原因になってございます。

それから、恐れ入ります、財政課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（中西峰雄君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）株式等譲渡所得割交付金が大幅に減少している理由でございますけれども、確かに平成19年度と比べますと80.4%減少しております。ちなみに平成19年度は3,856万7,000円でございます。その減少した理由といたしましては、やはり日本経済の悪化によりまして、上場企業の株価の減少、それから株価低迷に伴う株取引の減少というのが一番大きな要因でございます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）法人税の滞納等について、個人の住民税等については、いわゆる強制徴収ということで、かなり預金の差し押さえ等、ばんばん強制的に徴収をしているんですけれども、この法人税についてはどんな扱いになっているんでしょうか。個人の住民税や国民健康保険税と同じような徴収を行っているんでしょうか。この点伺います。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）法人企業に対しては、同じような対応はさせていただいております。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）21ページの不納欠損額が、皆さんが頑張ってくれたので6割ぐらい減っているんですけれども、収入未済額とありますが、大口の滞納者のベストというかワーストというか、上から5番目ぐらいまで言っていたら、どれぐらいの額なんですか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）個人名はお答えできないんですけれども、多い方でございますと100万円、200万円はございます。そういった方々が何十名もおるといっていただけ

ませんが、あとは100万円前後、100万円に近い額の方がおられまして、足し込みますと、単純に100万円としますと10人で1,000万円という話ですけども、百数十万円、200万円に近い方もおられます。ですから、やはり個人の方が多いです。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）私は1,000万円単位というか、それに近い人がおると聞いたんですけども、それはありませんか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）その方々については、すべて徴収をさせていただいております。ただ、確かに過去はございました。それは回収機構へお願いするなり、俗に言う悪質滞納者というわけですけども、その部分については滞納整理はさせていただいております。今後も悪質滞納者の方々につきましては、より精力的といいますか、徴収業務の強化をさせていただきたいと思っております。

それから、個人の方で百数十万円がおられますけれども、手元にはございませんけれども、やはり何百万円の方もおられるのもおられます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）初めは100万円、200万円と小さく言うとして、聞いたら何百万円単位もおられますという話でしょう。そういう答弁はいいんですか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）大変失礼しました。答弁を保留させていただいて確認させていただきたいと思っております。個々にたくさんの方がおられますので、具体的な金額と言われますと私も即答ができませんので、後でご答弁させていただきます。

○議長（中西峰雄君）それでは、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次に、6款地方消費税交付金、7款ゴルフ場利用税交付金、8款自動車取得税交付金、9款地方特例交付金、10款地方交付税、11款交通安全対策特別交付金、22ページから25ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次に、12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料、14款国庫支出金、15款県支出金、16款財産収入、17款寄附金、24ページから53ページまで、質疑ありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）一点だけお聞きしておきます。使用料の29ページに載っております、私も一般質問させていただいた自動販売機の部分でございます。それと31ページのところに載っております、後で出てきます雑入のところ、以前では雑収入で処理されておったんですが、なぜこれは使用料ということになっているのかだけお聞きしたかったんですけど、ご説明願えますか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）これにつきましては、今現在、要綱を設置しておるわけでございますけれども、当時、この28万6,000円につきましては、地域サポートセンター電気代5万5,000円の3台、それからあと各販売所なり商店の方々、販売所で電気代が5万5,000円の1台、使用料5,500円1台、それから、ある商店の方ですが、これも電気代が5万5,000円1台、使用料が5,500円の1台ということでしたので、当時は歳入の受けといたしましては、この総務使用料のほうへ入れさせていただいたということで、要綱が確定しておりませんでしたので、当時は雑入に入れておまして、今回はこの先ほど申し上

げた機種ということで、サポートセンター3台、それからあと1台、1台ということで28万6,000円を総務のほうへ入れさせていただいております。今現在は、そういうことで、先般来ご答弁させていただいた要綱に基づきまして歳入の受けをさせていただいておる、統廃合させていただいたということでございます。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）質問に対してもう少し、この使用料にしたわけですね。要するに雑収入と分けた。この使用料だけでいいのか、後で出てくる雑収入の場合、手数料になっていますよね。そこら辺の説明がなかったように思いますので、お願いします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）先ほどもご答弁させていただきました、平成20年度からは要綱を施行に伴いまして、各事業者と協定書を契約したことによりまして、使用許可として行ったために使用料とさせていただいたということございまして、議員ご指摘の以前は要綱ができておりませんでしたので、雑入扱いとさせていただいたということでございます。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）そしたら、確認させてもらいますけど、この使用料の中には手数料も入っているわけですね。使用料のみですか。それとも手数料も入っての使用料ということで、こちらの使用料に上げてこられたんですか。

それと、後で雑収入のところであれですけど、そこでは手数料になっておるんですよ。手数料ということは使用料を取っていないんですか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）答弁を保留させていただいて、後ほどお答えさせていただいた

いと思います。恐れ入ります。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）27ページの児童福祉費の負担金ということで、保育所運営費保護者負担金の中の収入未済額、これは2,712万9,525円ということで、全体の2億8,000万円と比較しますと約1割近い方が保育料を払っていないということになるんですけれども、社会現象等々あると思うんですけれども、少し詳しくその件数、それから未納になっている理由等、わかればお願いします。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）済みません、資料は持っておるんですけれども、ちょっと整理ができていませんので、後ほどきちっと説明させていただきます。申しわけございません。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）上久保護員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、売り上げに伴います手数料を雑入に入れさせていただいております。それから、使用料、電気料につきましては、使用料として契約させていただいて歳入を受けさせていただいております。大変失礼しました。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）松浦議員のご質問にご答弁させていただきます。

お名前はご答弁できませんが、個人滞納額の上位、大変失礼しました、私の認識不足でございます。最高の方で599万1,550円。この500万円台が5人おられます。大変失礼しました。今後勉強させていただきます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次

に、18款繰入金、19款繰越金、20款諸収入、21款市債、54ページから73ページまで、質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）59ページなんですけれども、進学奨学金貸与元金収入についてお尋ねをします。まず、この進学奨学金の貸与、これはどのような方を対象にされている制度なのかというのが一点。それと、今回、収入未済額が642万7,000円、大変高額になっておりまして、昨今の経済環境とか生活が苦しくて払えないという方が多いのかなというのは想像できるんですけれども、そもそもこれは当初予算額が466万4,000円であったものですよ。調定額が1,000万円、結局収入済みは383万円になっている。この予算の立て方の考え方について教えていただきたいのと、税のほうでしたら、かなり今、厳格に厳しい、取り立てという言葉に語弊があるのかもしれないけれども、徴収の努力をされておられるんですけれども、この奨学金に対してどのような体制で今、臨まれているのか、また今後どのように対応されるおつもりなのか、お尋ねします。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）進学奨学金貸与元金収入の件なんですけど、これにつきましては、地域改善対策事業で貸与しておいたものを、貸与になっておりますので、その返還を求めます。この件につきましては、免除規定もございまして、経済環境が相当悪くなっておりまして、いろいろ家庭の状況で返還できない旨の申し出を受けまして、猶予も認めております。少しでも今現在の担当者は毎回督促をして、かなりここ最近、21年度の4月からはそういった部分の返還の督促をしまして、電話督促、あるいは文書による督促、そして今申し上げました制度的に免除の件も

ございますので、そういった受け付けをしてチェック体制を相当21年の4月からは入れております。回収につきましても相当進んだ内容になってきております。今までそういったことを十分してこなかったかといえば、十分できていなかった部分もあります。そういった部分で、予算の立て方のお問い合わせですが、これは整理をさせていただいてお答えさせていただきたいと思います。私はまとめてその部分の整理ができておりません。

それと、体制的に今後のことをどうするかというお問い合わせもございました。これにつきましては、教育総務課で担当者だけに任せるんじゃなしに、その協議の中で、担当者だけじゃなしに課として、そういったことのチェックをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）保留の分はまた後ほど教えてください。

今、免除という話があったんですが、免除の要件と、免除になった場合、これは市がその分を負担といいますか、収入として減収になるというのは、市がその分をかぶるといことなのか、もとの制度的にあればなんですが、これはどちらか国なり県なりから、その免除となった分について何らかの収入として補填がされるのか、市単独で免除になった分はかぶらないといけないのか、その点について教えてください。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）正確な内容をお答えできないかもわかりませんが、この部分は先ほども申し上げましたように、免除申請をしていただいて、一定期間の猶予をするということで、その申請をしたら、今、議員おただしのよう、補填がその部分でどうかというのは保留させていただきたいと思います。

現実的には、先ほど申し上げましたように、猶予期間において、そしてまた経済環境、その家庭の状況が戻れば返還をしていただくということになっております。免除の部分で一定の期間を設けて免除申請していただいたら、それは落とせるということなんですが、その部分、市の負担になるかというのは答弁を保留させていただきたいと思います。後でお答えさせていただきたいと思います。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）先ほど総務部長が答弁いただいた分で、ここの61ページと63ページにも出てきておりますので、確認の意味で質問させていただきます。ここの中央公民館と橋本クリーンセンターで上がってきている自動販売機の、ここでは手数料というふうになっていますので、勘違いしたらあきませんので、ここで使用料が発生しているのかしていないのかということだけはきっちりご答弁いただきたいと思います。先ほどの説明では、それらのことも含んでの使用料ということで理解したんですけど、ここで上げている部分についてはどのように対応して雑収入として上げてきて、手数料のみなのか使用料を免除しているのか、そこら辺がはっきりしないので説明願います。

○議長（中西峰雄君）暫時休憩いたします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時48分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

21番 上久保君の質問に対する答弁の保留分、13番 瀧君の質問に対する答弁保留分の答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、上久保議員

のご質問にお答えをさせていただきます。

平成21年度におきまして、橋本市自動販売機設置及び管理に関する要綱を作成しまして施行いたしております。その結果、平成20年度におきましては移行期間中でありましたので、議員ご指摘のとおり使用料の中に手数料が入っており、また、雑入の中に使用料が入っておりました。今後、この要綱を設置いたしましたので、平成21年度からは各担当課、周知徹底をさせていただきたいと思っております。恐れ入ります。

それから、先ほどの瀧議員のご質問の件でございますけれども、行政事務委託料につきましては、繰り返しになりますが、広報の文書配布、文書回覧、その他行政事務処理に必要な業務を行っていただいております、これに係る経費といたしまして、業務委託料といたしまして、各区長と市長との間に委託契約を締結させていただいております、要綱等に基づいた契約ではございませんで、要綱等は設置してございません。失礼しました。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）59ページの歳入の進学奨学金貸与元金収入の件でございます。免除の関係は、本人あるいは家族から申請がございまして、収入が少ない場合、あるいは関係者等が死亡した等、そういった場合につきましては免除の対象にしております、これにつきましては補填というか、そういう部分はございません。市の持ち出しになってきております。

それと、予算の立て方の関係なんです、20年度の決算の関係で、466万4,000円という当初予算がございまして、今申し上げましたように、入金の見込みがないということが、最終的にいろいろ対策を立てた中で見込めないということで、3月補正で減額の104万4,000円をしております。

それと調定のことなんです、これにつきましては1,026万5,502円というのが上がっておりますが、前年度からの繰り越しの滞納額が約800万円ございまして、今回20年度の決算の中で納付予定者の約200万円と足し込みまして調定額を上げております。それで収入済額として383万8,485円、収入未済額が642万7,017円といった状況になってございます。

以上です。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）先ほど富岡議員からの質問におきまして、保育所の未納の人数につきましては273人となっております。その理由につきましては、主なものにつきましては、生活の安定が見られない家庭、他の住宅ローンなどを抱えている家庭、昨今の社会情勢上、職が安定しない家庭ということで、滞納した家庭につきまして聞きましたところ、そのような理由だったと報告いただいております。

以上です。

○議長（中西峰雄君）よろしいですか。ほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）合併特例債の件、71ページから72ページにかけて、ずっと合併特例債を10区分で合計22億5,220万円支出しているんですが、この特例債がないとなかなか決算ができないような状況かなと思うんですが、要するに特例債を活用する基準といいますか、何かこういうところに使っていくという、そうした活用基準と云えばいいんでしょうか、そうしたものがあってこういう形で使われているのか伺います。

○議長（中西峰雄君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）基準というものは特になんていってすけども、一応基本的には適債事業ということで、借り入れができる事業を

対象に起債を借りるということで、つまり適債事業が基本になるということになります。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）過日の一般質問でも11番議員から問題提起がありましたけれども、こうした多額の特例債を活用しないとなかなか決算を打てないというか、予算もそうですけれども、これは正常ではないというふうに判断するんですけれども、今後どのような形で特例債を活用していくのか伺います。

○議長（中西峰雄君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）いろんな事業をやる場合には、一般の起債、例えば学校関係を建てる場合には義務教育債、それからあと保育所を建てる場合は厚生福祉事業債でしたか、それとか一般公共事業債、一般単独事業債、観光事業債とか、いろんな事業があるわけでございます。一番有利なのが合併特例債でございますので、70%が交付税措置されるということで一番有利でございますので、通常借りなければならぬ一般の事業債を借りずに一番有利な合併特例債を活用していくということが市にとっては一番財源的には有利でございますので、今後も、枠がありますけれども、その枠を十分活用した中で合併特例債を活用してまいりたいと考えております。

○議長（中西峰雄君）14番 土井君。

○14番（土井裕美子君）61ページの学校給食費徴収金で、収入未済額が30万1,868円とあるんですけれども、以前、委員会でしたか、橋本給食センター分はゼロということでした、そのときに担任の先生が立て替え等を行っているというようなことをたしかおっしゃっていたと思うんですけれども、今その辺のところはどのようになっているのかということと、この内訳がわかりましたらお教えいただきたいと思えます。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）学校給食費の収入未済額の件なんですけど、もちろん学校給食費の徴収につきましては、学校関係者、校長あるいは教頭等、そういった訪宅をして努力はしておるんですけども、そういった部分、収入未済額というのは、かなり経済環境が悪化して家庭の状況が苦しいという方もございまして、おさまっていない部分がございます。ただ、立て替えをしておるという、そういった部分につきましては、私のほうはそこまで把握はできていないんですけども、そういった事実的なことは現状ではないように思いません。

以上です。

○議長（中西峰雄君）14番 土井君。

○14番（土井裕美子君）前に決算委員会で富岡議員がご指摘されていたかと思うんですけども、本来そういう教職員、校長も含めて担任などが立て替えをするということ自体おかしいのではないかという、たしかご指摘をされておりまして、その点については改善をいたしますというふうにご答弁をされておたと記憶しておるんですけれども、そのときにはたしか橋本給食センター分ではゼロと、そして高野口の給食センターの分で何がしかの金額があったというふうには記憶しておるんですけれども、改善をいたしますというふうにご答弁をいただいておりますので、その辺のところ、もう少しきっちりとした内容等をご回答いただけたらと思えます。そして、改善をしているのかということと、橋本給食センター分でいくら、それと高野口給食センター分でいくら、その後、未収納については、担任、そして校長だけに任すのではなく、対応をこれからどのように考えているのかというのを明確にお答えいただきたいと思えます。

○議長（中西峰雄君）教育長。

○教育長（森本國昭君）以前の橋本市はゼロ

やという報告があったんですが、ゼロでも担任らが立て替えておると、そういう事実がわかったということも覚えています。その後、今、次長が申しあげましたように、いろいろ改善はしておりますが、議員おただしのようには、どういうふうな改善がされておるかということは、今、資料がありませんので、えらい申しわけございませんけれども、また後でご報告させていただきます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）それでは、一般会計決算書全般について行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）先ほどお尋ねをいたしました103ページの行政事務に要する経費のところなんですけれども、先ほど答弁の訂正ということで、一般報償金180万円が、これは月山弁護士への顧問料ということでご答弁いただいたんですが、そうしましたら、先ほどの私の質問に対する答弁で、区長理事会9名に対してのという支出はどの項目でいくらかのか教えてください。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）103ページの自治会に要する経費、13節委託料の中の自治会運営委託料177万円でございます、業務内容につきましては、先ほどご答弁させていただいたような業務内容、活動内容でございます。大変失礼しました。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）小さなところなんです、213ページの一番下のところの、私の一般質問とも関連しますのでお伺いだけしておきます。ため池等整備研究連絡協議会負担金というのが、3,000円だけのことですけど、あり

ますけれども、どのような組織で、どういうふうに対応されておるかということの確認だけしておきたいと思います。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）申しわけございません。後ほどご答弁させていただきます。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）2点ほどお尋ねいたします。

29ページなんですけども、住宅使用料で滞納繰り越し分6,261万4,690円、この滞納分について詳しく説明を。29ページ、住宅使用料。

それと、先ほど議員が言われております113ページの和歌山の部落史研究促進協議会負担金、これは6.6%の負担金なんですけども、先ほどの説明では、26年度まで10年間でざっと2億円余りの、これは部落史研究促進協議会なる団体がどんな団体で、どんな補助を、要するに部落史をつくって発行するのか、発行するために研究促進会に任せて、1,200万円余りほどかかる予定やな。橋本市において、ハードはもう終わって、あとはソフト面での啓発を今もやっているわけなんですけども、そういうものがなぜ必要かどうかという、前にやられていたのかどうかわからんけども、1,200万円もかけてやるということになれば、橋本市における啓発にもっと使ったらいいのと違うかなという、端的にそう思うんですけども、県のつき合いでやるのか、あるいは2億円かけて部落史の本をつくって橋本市にどれだけのメリットがあるのか、何冊ぐらい入ってくる予定か、何冊つくるのかということも含めてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）井上議員の住宅使用料についてお答えいたします。

まず、住宅使用料は、平成20年度市営住宅管理戸数927戸のうち入居戸数が768戸でござ

います。これは21年3月31日現在でございます。現年度分につきましては1億116万3,300円ということで、そのうち現年分につきましては78件、691万7,000円の未収となっております。過年分につきましては5,520万2,690円、125件ということで、総合計6,211万9,690円ということでございます。

なお、前年度からの現年分の徴収率でございますが、若干19年度よりは0.3ポイントほど上がっております。

以上です。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）再度の和歌山の部落史研究促進協議会負担金についてのおただしでございますが、設立の目的は、先ほど私が申し上げたとおりなんですけども、もう一度詳しく説明させていただきますと、設立趣意書ということで、設立当時、平成17年3月1日現在で、当時の和歌山県知事のほうから、読ませていただきますと、和歌山県では人権尊重の社会づくりを進めるために不断の努力を傾けることを決意し、平成14年4月に和歌山県人権尊重の社会づくり条例を施行し、そして、同条例に基づきまして人権施策の総合的な推進を図るための基本的な方向を示すものとして、平成16年8月に和歌山県人権施策基本方針を策定したところであると。この基本方針において、同和問題の解決に向けた今後の主要な課題の一つとして、依然として存在している差別意識の解消、このことを指摘し、そのためには人権意識の高揚のための教育、啓発活動に積極的に取り組みますということをおっしゃると。そこで効果的な人権教育、人権啓発を推進する取り組みの一つとして、県内各地域において部落差別がいつからなぜ発生し、どのような歴史的経過を経て、どうして現在まで残されているかについて学術的に研究・解明し、部落差別の本質を明ら

かにすることが重要であると考えていると。そのためには行政の役割として資料収集、提供への参画、それから応分の財政負担など、条件整備を県と市町村が一体となって行うべきものであるということをおっしゃると。それで来ておまして、それに参画しておるところです。

なお、構成は、県内の海南市を除く8市と、それから町村で事業負担を行っております。負担割合につきましては、私が先ほど申し上げましたように、和歌山県が全体事業費の2分の1と、残りをそれぞれの市町で均等割、人口割に応じまして負担しているということでございます。

それから、ご指摘いただきましたように、先ほど申し上げましたように、平成17年から設立しまして26年までの10年間をかけて、そういう格好で市史をして、後世に正しく伝えるための資料としていくということでございますので、私どもとしましては、完成していただいたら、それをもとにまた啓発にも生かしていけるんじゃないかというふうにお考えしております。

それから、冊数につきましては、今のところどれだけ印刷して、各市町村あてにどれだけいただけるかというのは把握できておりませんので、今の段階ではご答弁はできません。印刷冊数については今のところ聞いておりませんので、答弁しかねますのでお許しをいただきたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）市民部長、質問の中で井上議員のほうから、この予算を出すよりは、もっと啓発等のソフト事業に使ったほうがいいんじゃないか、その点をどう考えておられるかというご指摘がありましたので、答弁願います。

市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）そのことにつつま

して、私は先ほど県知事のほうから促進協議会設立趣意書を読ませていただいたところで、それに市としても賛同して、こういう部落史を編さんするという事は、それはそれで必要なことであろうと。その費用を逆に言ったら市独自で啓発に生かしたらいかがかというご趣旨だと思っておりますけれども、それとは別に、人権啓発につきましては、市のほうでも予算をいただきまして精力的に啓発活動を行っておりますので、それはそれとして、この編さん史は、先ほども申し上げましたけれども、完成の暁にはそれもまた啓発に生かしていけるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）どんな内容か、できてこなければわからんところもあるんですけども、全体的に全部で何部つくって、そして橋本市に何部入ってくるというようなことがわからん、要するに県の言いなりで1,200万円も金を出すというのは、これもちょっとおかしいと思うし、そして、部落問題というのは、だいたい国が特別な法律をつくって、そして法律が13年になくなったと。そうすれば、国レベルで歴史とかそういうものについては各方面から出ておりますし、それから教育の中でも、あらゆる面から同和問題解決のものについては33年間相当やってきたと、10年間の時限立法であったものが33年間続けてきたと。その総仕上げとして国がもう発行しているわけで、県が独自でそういうものをつくっていいのかどうかという問題もあるわけなんですけど、橋本市としてそれに賛同するという事は、本当にメリットがあるのかどうかということの問題を僕は投げかけておるんですけども、毎年26年までということ、この問題を出したのは木村知事のときだと思っておりますけれども。海南市が抜けているということは、

海南市は別に強制ではないんだから入っていないということになるんだろうと思っておりますけれども、そういう問題も含めて、これは深く私はここでしませんけれども、決算委員会の中で議論をしていただきたいというように思います。そういうことで、ここの中では議論はしません。決算委員会にお任せします。

それと、住宅の滞納なんですけれども、パーセンテージは少し上がっているんですけども、これも決算委員会でやってもらったらいいと思っておりますけれども、ストック計画が出されておまして、それにちなんで、こういう住宅の滞納というものをちゃんと説明して、きちっとそれを解決しない限り、住宅改修とか住宅の建て替えとか、五百いくつにするというストック計画の絡みがあるので、強制的にとすることはいかんやろうと思っておりますけれども、滞納がなぜそういう結果になってきたかと。遅れがあったと思う。3カ月たったら保証人も入っておることやから、そこへちゃんと報告をして、軽いうちに集金とか収入をしていくという形をとっていかんと、これは5年も10年も長いことほうりまくっておくからこうなってくるわけで、支払う者も大層になってくるさかいに払えないと、そういう結果になってきて、何十年という積み重ねがこうなってきたおると思っておりますわ。やっぱりそのところをちゃんと行政として説明というか、そういうものについては保証人というものをつけておるんやから、そこへ話を持って行って、ちゃんと早い時期に解決を。公営住宅というのはそういう低所得者層の人が多から、長いこと何年もためておくとなかなかいっぺんにもらおうと思つたらもらえないという現状があると思っておりますよ。その点も含めて一応提起をしておきますので、また決算委員会のほうでよろしくお願いいたします。答弁は要りません。決算委員会のほうでやっていた

だきたいと思います。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）先ほどの7番議員のため池等整備研究連絡協議会の負担金の目的につきまして、ご答弁させていただきます。

このため池の連絡協議会につきましては、ため池等整備事業に関しまして、その重要性を広く一般に認識させるとともに、事業の推進を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とするものでございまして、その目的を達成するために、ため池等の整備の促進、ため池等整備に関する調査研究及び啓蒙、ため池等に関する資料、情報の収集及び印刷物の発行となっております。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）先ほど答弁を保留させていただきました61ページの14番議員に対する答弁を申し上げます。

学校給食センターの収入未済額なんです、これは橋本給食センター関係2校で9万3,600円、それから高野口給食センター関係3校で30万1,868円でございます。この収入未済額については努力をしておりますが、現状ではまだおさまっておりません。そして、立て替えについては、20年度決算においてはいたしておりません。

以上です。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）171ページの生活等扶助に要する経費の生活等扶助費で7億4,900万円何がしなんです、これがもう毎年のように増え続けているわけですけども、前年度比で約6,900万円増えています。これはどんどん増え続けるということ避けるというか、もちろん国策等が非常に大きいので、政権がかわって期待するんですけども、これは何か市として急増している生活困窮者というか、

こういうのに救うというか何かないのかと。

もう一点は、187ページの負担金補助及び交付金というところに、生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金ということで、この関係でお尋ねしたいんですが、広域のごみ処理にかわって、さらなる分別ということの中で、特にプラスチック系のごみを、今まで従来ですと可燃ごみという扱いでしたが、これを分けることによってかなり減量といえますか、可燃ごみが減るということを実感しているんですが、質問したいのは、可燃ごみについては週1回収集、そうした方向に進めていくということなんですが、この奨励金、橋本市内には2万5,000戸あるという認識なので、それを全区、全自治会で週1回収集ということになった場合、約3,000万円の奨励金が、単純計算ですが必要となるんですが、そうした状況も見通してこの奨励金制度を進めているのか、この点、2点伺います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）生活保護の受給率が高くなってきている、去年から見たら約7,000万円ほどが上がっているということのおただしですけども、まず第一に、健康福祉部から言うのはちょっとおかしいかもわかりませんが、まずは経済対策と思います。それと、この医療費が伸びておる内容につきましては、生活の不安定、収入がなくなるといことで、それに対して、その理由としていろんな理由があるわけですけども、その伸びの一番大きいのは医療扶助ということで医者代がかなり高くなってきています。もともと橋本市は、私が健康福祉部長になったときも、一つの目安なんですけども、300世帯の400人というのが一つの流れだったわけです。それが十何人ほど、今、数字を持っていませんけども、どっちも増えてきていると。それで今回、サブプライム問題の経済の落ち込みの

中で、うちのほうで生活保護の相談があったのが16件で、そのうちの8人が生活保護を受けているわけですが、テレビで言うほど生活保護に対しての影響というのは大ではなかった、8件というのはあるんですけども、そういうような状況で、まずはいろんな人がとられまして、今までちょっとした仕事、商店街というか飲食関係の下回りだとか、そういうようなアルバイト的なやつがあったのが、高齢になってきてかなりそういう形の人が雇っていただけないというんですか、私サイドのほうから言えばそういうようなこと。そしてまた病気によって仕事ができないと。それと、私の個人的な私見なんですけども、核家族が増えてきて、今まで家族で中の人を支えておったものが支えられないといえますか、そういうことが一番の原因かと思っております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金についてのおただしですが、これにつきましては、平成18年に要綱を整備しまして、区自治会の概ね8割を超える世帯で、衛生的に、かつ継続して生ごみを堆肥化・減量化していただいて、その生ごみ堆肥化を肥料として有効に活用するというところで、可燃ごみの収集週1回にご協力いただいた団体に対しての奨励金ということでございますので、趣旨は、要は可燃ごみの減量、ご存じのように広域化でかなりの市の管理費がかかってまいりますので、できるだけその負担額を下げたいというところから取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、全市的になった場合には三千数百万円ということになるわけですが、目的は今言いましたように可燃ごみの減量と

いう格好で取り組んでおりますので、ある程度平準化された段階では、この奨励金のあり方についても見直しというか、廃止も含めてになってこようかと思いたすけれども、視野に入れて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）生活保護の件ですけれども、なかなか難しいと思うんですが、一自治体として、そういう生活保護を受けずにやってくれるというふうな何かいい施策はないかというのを再度伺います。

もう一点のごみの減量による奨励金ですが、まだその半分にも達していないと思うんですよ、全市的に見ますとね。担当部長がしっかりと、まだまだこの奨励金制度は続けますよというふうに言っていたかないと、これから協力していこうかと、それもプラスチックと可燃ごみを分別した関係で一気に可燃ごみが半減しているというか、そんな状況も見られるので、急速に週1回というところが増えると思うんです。その点で、廃止と言われたら、地元御幸社もまだこれからどうしていこうかという、そうした区や自治会が多いので、この奨励金が非常に魅力になっていますわな。確かに区も財政難のところが多いようで。大丈夫ですよと、協力してくださいよという、しっかりとした答弁をもう一度お願いします。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）ちょっと言葉足らずであって申しわけないんですけども、お尋ねが、全市的になれば3,000万円からこれをずっと続けるのかというふうに質問を私はとりましたので、そうではなしに、ご理解をいただいて、くどいようですけども、主な目的は、議員ご認識いただいておりますように、可燃ごみ、特に生ごみを減らしていただきたい。これの究極の目的は広域ごみ処理場の負担金

を減らしていきたいというところにありますので、そういった格好で、市民の皆さま方のご理解を得て平準化された場合には、未来永劫にその奨励金制度を続けるということについては、ある時期になったら見直しも含めて検討も考えていかないかのじゃないかなという意味で答弁をさせていただきましたので、まだ60%余り全市的にいきますと協力いただいている団体でございますので、もう少し精力的に奨励金補助を続けて減量化に努めていただきたいという啓発を行っていきたく、このように現在のところ思っております。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）生活保護の支給率を減らすためという、そのいい政策はないかということでございますけども、すぐには言葉が出てこないんですけど、まず第一番目には、国民年金がすべての住民にあればそれを受けなくて済むなど、安易な考えですけども一つ思い浮かびます。それと経済の中で収入を増やしていくというんですか、今でしたら65ぐらいまでは仕事ができる、それ以外についてもある程度は内職的というか下働きというのがあるような、そういうようなことで収入がその人に応じて何かあれば一番いいんですけども、実際そういうようなこと、例えば高野口だったら織り屋の景気のよかったときでありましたら、糸関係とか織り屋の関係の下回りというような形で高野口にもありまして、雇用していただいたというようなこともありますけども、最近、不況の関係で、そういう下回りのようなことも少なくなってきております。以上のわけで、これは国、県、市町、すべての人がこれからそういうような生活の安定に向けて、皆さんが知恵を出し合って取り組んでいかなければならないと思っております。そういうようなことで、答弁にはなっておりませんが、こういうようなこ

とで済みませんがよろしく願いしておきます。

○議長（中西峰雄君）24番 中西健君。

○24番（中西 健君）歳入で41ページ、民生委員推薦委員報償金負担金と、それから民生児童委員活動費負担金で、活動費負担金というのは民生委員の報酬だろうと思うんですけども、これは、実はなぜ質問するかというと、この民生委員推薦委員報償金を県からいただいておりますけど、私、当時議長をやっておるときに、民生委員が決定されたときに、議長、ここへ判を押してくださいということで、何でと言ったら、推薦委員になっていきますので判を押してくださいと。推薦委員会って、やっていないじゃないかと。もう過去の流れの中からこういうふうになっておりますんやと。そんなばかな話があるかと、それは指摘させてもらって、ちゃんと県からも、これは国からも補助をもらっておるんやな。それをきちとなされたかどうかというのをひとつ確認したいのと、この推薦委員会をいつやったのかと、それから、この民生児童委員に、これは恐らく人口割から民生委員の人数が任命されるんですけども、これは橋本市の場合は何人おられるのか。それから、民生委員になるにあたって、いわゆる資格条件というのがあるのかないのか、こういうこともひとつお聞きしておきたいので。これは、何であの人を民生児童委員でという不満も実は聞いたことがあるし、実際に選ぶについての過程を市はどのようにしておるのかと。市でその人たちをきっちり把握してやっておるのか、各地区のだれかに選任をお任せしておるのか、そこらあたりを答弁願いたいんですけど。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）申しわけございません。後で調査して報告させていただきます。

○議長（中西峰雄君）24番 中西健君。

○24番（中西 健君）こんなんはちゃんと把握しておけよ。数字的なものと違うがな。これは、今年もしくは去年にこういう推薦委員会を開いたという記憶がないのかよ。そんな調べないとわからんという話と違うやないか、これは。実際おれはそれを聞きたいんやで。後でといったら、もうそれ質問でけへんやないか。

○議長（中西峰雄君）暫時休憩いたします。

（午前11時36分 休憩）

（午後1時1分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの24番議員の質疑に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）大変ご迷惑をおかけしまして申しわけございませんでした。24番議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

民生委員推薦委員会をいつ開いたかのことですが、平成19年度は一斉改選時に平成19年9月18日に1回開催しております。任期は3年で、平成19年12月1日から平成22年11月30日となっております。平成20年度におきましては開催しておりませんが、欠員補充のときに持ち回りにより1回行っております。この持ち回りにつきましては、橋本市民生委員推薦委員会の規則第6条で、委員長は推薦会を招集するいとまがないときは、会議により事案を処理することができるとなっております。

次に、資格条件につきましては、推薦にあたって、主なものとして、社会福祉に対する理解と熱意があり、家族の理解と協力が得られる方となっており、その方を区長に推薦を

お願いし、その候補者を推薦会に諮っております。

次に、民生委員の人数につきましては、民生児童委員は140名、主任児童委員は16名、計156名となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）24番 中西健君。

○24番（中西 健君）これは19年9月に推薦委員会を開催したということ言うたな。それで、20年で持ち回りでやったと。これは、おれは当局やら部長を責めて言うのはさらさらないんやで。なぜこれはそのときに言うたかといったら、持ち回りやったんや。持ち回りって、おまえ、そんな会議があるか。推薦委員会できちっと立ち上げてあるのやろうが。そのときに持ち回りで判を押してくださいと。それも、議長は委員長やで。そうやろう。委員長に何の相談もなしに、これだけの推薦になりましたので判を押してくださいと。おれが委員長やったら、だれが召集したんだと。事前にもそんな話を聞いていないやないかと。そんなええかげんなことをしたらあかんて。そのときに、こんなことをしとったらあかんてと、ちゃんとして県からもらっている以上は手順をきちっとやってやりなさいと。そのときにおれは承知ならんと言うたんだけど、非常にその子が困った顔をしとったさかい、だから、今回は、私はそういう過程があったんやったら判を押してあげましょと。だけど、次にやる場合はそんなことをしてはいけませんよと、ちゃんと推薦委員会があるんだから、開いて、委員長を議長がやっているんやったら議長が招集して、それをやりなさいと言うて、これを今見たってやっていないがな。持ち回りって、何ね、これは。こんなむちゃくちゃなことをしとったらあかんて。何でも頼んだら判を押してもらえる、それが行政不信になる。我々も認めておったら議会不

信になる。議会と行政と、なれ合いやないかと。よう議員からも指摘されるけどね。こういうものはきちっとした制度があるんやから、ちゃんとやりなさいよ。

僕は、言うてある以上は、僕は何で言うたかといったら、議会を代表して議長として言うてあるんやで。中西健個人で言うてないんやで。こういうええかげんなことをしてもうたら困る。議会を預かる長として、ちゃんとこれにのっかってやりなさいよということを指摘までさせて、次回からそうしなさいと。それも無視しとるがな。中西健一人を無視するんやったら、わしは許したる。だけど、議会を代表しての印鑑を押すんやから、そういうええかげんなことをしてもらったら困るよ。

今さらこれ以上言いません。だけど、何事にもやっぱりきちんと対応せなあかんで、ほんまに。この間からいろいろ質問も受けて、答弁でも間違ったり、そして即答弁できやん部分もある。今日でも決算委員会というのが質疑が出てくるんやから、そこの職員に、座って何をしとるのか知らんけど、それならそれに対応して帳面を持ってきて即対応できるようにしておかないと。そういうことで、もうこれ以上言いませんけども、これに対して、しっかりとここでもういっぺん委員会を開いて、以後ちゃんとやりますということをこの議場で宣言しておいてください。僕もあまりぐだぐだいつまでも言う性格と違うので、言うけどもあきらめも早いので。これだけ、おれは議会をこういうことをされると嫌になるのよ。そうやろう。そういうことでひとつ答弁を願います。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）今後は適正な運営をしていきたいと思えます。ただ、中西議員から議長の当時ご指摘を受けた件につきましては、3年に1回の全員の見直し、任期が3年

でございます。それについて持ち回りをさせていただいたときにご指摘をいただいてあるということで、その任期の次の段階が19年度に見直す時期でございました。そのときにつきましては全員集まっていたいて、ご指摘どおり委員会を開催したわけでございます。その後の分につきましては、その3年の任期中に、途中で例えば病気であるとか、いろいろなご事情で1人とか2人とか、人数はわかりませんが、かわった際に持ち回りをしたわけでございますが、今後、議長とそういう場合は十分相談もさせていただいて適正な運営に心がけていきたいと思えます。どうもご指摘ありがとうございました。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）私も決算委員会があるのは承知していますけども、これは本当に気になるところで、あまり細かいところまでいきませんが、特に使用料と手数料に関しては、きっちりこれは僕も聞いておくと自分自身納得できませんので、もう一回お聞きしておきます。

33ページの幼稚園の入園料、この未収金。僕は長いこと10年ほど議員をさせていただいておる中で、あまりこういった入園料まで未収金で上がってくる、この1年の年度内になぜこれは納金していただけなかったのかと。その結果として、31ページの幼稚園の保育料、ここの使用料の未収金25万3,950円、この辺にもつながってきておると違うかなというふうに思います。3万円と、これは小さい金額ですが、なぜこの入園料を分納の扱いにもできないのかとか、その対応について、どういうふうに対応してきたのか、それをまずお聞きしますし、これは、もし未収金で決算委員会ですべて通っていった場合にどういうふう処置されるのかというところまで、どうい

うふうに考えておられるのか、それをまず教えてください。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）この3万円の収入未済額なんです、一応入園料につきましては4月の保育料と一緒に納めてもらう制度になっております。それで3名の方があるんですが、それぞれ親のほう失業されておる、あるいは破産されておる、それからもう一件は、生活保護の対象年度が変わって、6月頃に生活保護の適用になるんですが、5月入園の方がありまして、生活保護の適用からは外れております。そういったところで、ずっとその分の理由で収入未済額となってしまう。

それと、分納の扱いにできないのか、そういった措置についての対応はということですが、そういった事情で納まっていないということで、こちらからも督促は再々させてはもらっておるんですけども、そういう事情で1万円、お三方が滞っておるという現状でございます。

（「答弁もれを指摘させてもういいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）今後どう対応するんですかと聞いているんですけども、そこら辺が僕は聞き取れなかったの、よろしく願います。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）今後の対応ということなんです、失業、破産、それから生活保護の対象になっておるところで、納める状況ではないということでございます。そういったところで、今後につきましては、こういった対応ができるかというのは、ちょっとこのところで返事ができにくいんですけども、できるだけ状況が回復できた時点

で納めていただけるように、こちらからも善処していきたいというか取り組んでいきたいという返事をさせていただきます。

（「議長、もう一回指摘させてもういいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（中西峰雄君）21番、答弁もれの指摘願います。

○21番（上久保 修君）それはそういうふうに対応していただきたいんですけども、僕が言っている31ページの未収金、要するに保育料までにつながっていないのかということを知りたいんですけども、ここら辺はどういうふうに答えていただけるんですか。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）入園料だけではございません。そういった部分で何カ月か分の保育料というの、その方につきましても滞っておりますので、そういったところを今後事務処理で、できるだけ納めていただけるように対応していきたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）この点についてはきっちり説明がつくようにしていただきたいと思えます。収入未済がすべてそのまま載って不納欠損額に至るようなことであっては、やっぱり正規に入金されている人に対して申しわけないなというふうに思えます。いろいろ理由はあると思えますけども、そこら辺が、払わんでそのまま済ますということ自体も、行政としてきっちりという話をしてやってほしいんですよ。それで僕が言うている分納の扱いもあってもいいのと違うかなと。例えば、1人1万円やったら、分納したら3万円でも月2,500円でしょう。そこまでもできひんのやったら違う対応をせなあかんのと違いますか。保護とかそういうような対応をしていかなあかんの、こういうふうな形で載ると、僕はどうも理解できひんのですわ。

もう一点聞きたいんですけど、先ほどから僕は使用料とか手数料とか雑入のことで聞いていますけども、61ページの未収金の3万円についても、これはたくさん七十何ページまでありますわな、雑収入の部分。どの部分で雑収入の要するに調定額に対する収入できた金額、差し引いて収入できなかったという部分については、これはどこかはっきりようわからんので、どういった経緯でそういうふうにつながったのか、年度内に何で処理できなかったのかという雑収入の部分についてもお聞きします。これは教育委員会と関係ないと思うかもわからへんけど。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）61ページの未収の3万円ということをございますか。これは生活保護の保護決定する際に、申請をいただきましたら収入調査とかいろいろするわけでございます。預金残高とか本人からの事情聴取とかをして、本人も生活状態があるので、期間というか早くそれをしていかんなんということで、決定した後にはその他の収入ということで上がってきました。本人から収入についてはすべて申請時にきちっと申請いただくわけですけども、そのときに本人がそのことを言わなかったことによりまして、後日わかってきましたので、それに対して生活保護の第78条の返還金という制度がございます。それに基づきまして返還請求しているわけですけども、その分が今のところまだ未収ということになっているということでございます。これにつきましても、ケースワーカーのほうから、それを返還していただくように指導云々はきちっとやっております。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております認定第1号については、9人の委員をもって構成する平成20年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、9人の委員をもって構成する平成20年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

平成20年度決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長より指名いたします。

2番 阪本君、6番 清水君、9番 上田君、10番 平林君、11番 岩田君、12番 辻本君、15番 石橋君、16番 中谷晋君、22番 楠本君、以上9人を指名いたします。

日程第3 認定第2号 平成20年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について から、日程第16 認定第15号 平成20年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定について までの14件

○議長（中西峰雄君）日程第3 認定第2号 平成20年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について から、日程第16 認定第15号 平成20年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定について までの14件を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

まず、認定第2号 平成20年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

1番 岡君。

○1番(岡 弘悟君) 348ページ、これはそのままですけど、第1項国民健康保険税なんですけども、計算させてもらったら収納率が今年も92%割れているんです。僕が間違えていたらいけないので、また確認させてもらいたいですけども、92%が割れた場合、本年度も5%のペナルティーを課せられて、約いくらのペナルティーを受けるのかということと、昨年も同じような質疑等を決算委員会でもさせてもらったんですけども、そのときに是正、これから分析して対応していくというふうにおっしゃられていたんですけども、本年度はどういった形で対応されて、そして、その結果、どういった形でそれが達成できなかったのか、どういうふうに分析されているのかお教えてください。

○議長(中西峰雄君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(森本健二君) 20年度におきましては、収納率、一般のほうは91.08%となっております。それに伴いまして5%の調整交付金の減額がありまして、2,638万円の減額となっております。それをどない改善していくんだということがございますけども、本年度につきまして、現年度分の徴収の増額を図るために嘱託職員を1名置き、滞納とか遅れた方についての催促等につきまして電話等でやっております。それにつきましては、まだ始まった域なので、それがどれだけ収納率向上につながってくるかというのは、まだ成果は出ておりませんが、そういう嘱託職員を1人置いて、滞納や収納が遅れている方につきまして、電話での対応を今しているところでございます。

○議長(中西峰雄君) 1番 岡君。

○1番(岡 弘悟君) 昨年も話をさせてもらったんですけど、収納率が下がってペナルティーを受けて、普通に支払っている方にも、まあ言えば損益をもたらしているわけですよ

ね。昨年のその時点で、効果があるかどうかわからへんけども嘱託の方を置いてやっていて、その効果はまだわかりませんとって、今年、効果が上がっていないわけじゃないですか。まだ始まったばかりという話になっていきますけども、昨年からも収納率は92%を割っておったわけでしょう。本年度も92%を割るわけですよ。ほんなら、2年間で約5,000万円ですよ。5,000万円のお金をみすみす、いただけるはずと言ったらおかしいですよ。92%というのは目標数字として高い。今このご時世というか、こういった不景気の時代に非常に苦慮されるのは理解できる場所ではあるんですけどもね。でも、その92%という目標数値をクリアしないことには減額されるというのはもうわかっていることなので、そのために昨年、決算委員会でも一般質問でもお話しさせてもらって、去年も91%何がしだったですかね。ちょっと僕は忘れましたが、92%を割っておったのは確かです。本当にあと1%の壁が非常に大きいのは理解できるんですけども、それをクリアするために何らかの施策をとって、本年度はクリアするように持って行ってほしかったんです。それを、ご答弁いただいたら、嘱託の方を置いて電話で応答して、その結果、始まったばかりなのでわかりませんというような話を聞いて、ああ、そうですかというような話には僕はちょっとできないんですよ、正直な話。それで来年度もまた同じような形で92%を割り込んで、年々2,600万円何がしのお金が消えていくというのは、どうしても理解できないんです。2,600万円ですよ。2,600万円の増収をしようと思えば、どれだけ難しいかというのを考えたら、その1%で2,600万円違うというのはすごい大きいことというのは普通に考えてもわかるんです。

昨年からこれはずっと言っているんですけど

ど、もうちょっと考えてもらわないといけないのと違いますか。それも、言うたら失礼ですけども、僕はきついことを言って申しわけないですけど、じゃ、担当課で正職の方で、これに対して収納率を上げるために何かされたんですか。嘱託の方に電話をしてもらっていると。それは一つの手ですよ。課を挙げて何か施策をとったんですか。その辺をお聞きしたいんですけども。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）ただ今の岡議員のおただしについてでございますが、平成20年度から後期高齢者の医療制度というのが新たに始まりまして、国民健康保険のほうからその方たちが分離されました。そういうことで、全国的にそうですが、本市としては、特にその後期高齢者医療制度のほうに移った方の収納率は全体的に見てよかったわけなんですけれども、それが反対に国民健康保険の残った方たちの率を下げるというのか、以前から低い部分の年代というのが国民健康保険のほうに比重がかかってしまったというのがございます。全国的にそういった分かれたことの中で、国民健康保険の収納率が、本市だけではなくて下がってくるということで、非常に問題提起がされまして、国のほうで一定の考え方というのか、ペナルティーというのか、その考え方が現年度の徴収率だけに縛りをかけてしてあったんですけども、20年度から滞納の分の徴収率も上げることで、滞納と現年の両面からそのパーセントの一定の基準をクリアできれば、それぞれ何パーセントの達成ができれば、そういった交付金をいただけるというような考え方になりました。その中で、本市のほうは滞納のほうに非常に力を入れておりまして、本当はかなり上がったんですけども、わずかのところで目標数値に至らなかったという経緯がございます。

それと比べて現年の分につきましては、納税課のほうで現年のほうも徴収の担当をしておるわけなんですけれども、なかなか今、全税目についてかなり多くの量をこなしておりますので、現年の分については、そういったパーセントの確保という観点から、やはり保険年金課のほうでも徴収に力を入れていただくということで、先ほど部長から申しあげました徴収嘱託職員を配置しております。現職員の体制では無理かということのおただしだと思うんですけども、現在、保険年金課のほうでは、制度がころころ変わりますもので、現状の業務で手いっぱいというような状況もございます。

そんな中で、何とか今回の状況を打破していく方法として、徴収嘱託職員を配置したわけでございますが、何せこの経済状況の中で徴収率というのはなかなか思うようには上がっていないということもございますが、市として手をこまねいて下がるのを待っているわけにもいきませんし、何とかみんなの力で、1人配置することでその効果を上げていきたいということで取り組んでいるような状況でございます。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中西峰雄君）先ほど1番議員の質問の中では、嘱託職員の督促以外に何かほかに手は打ったのかというただしでございましたので、このただしに対する答弁を願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）嘱託職員は21年度から置いたわけですけども、20年度につきましては、1番議員のおただしのとおり、職員につきましても電話等の催促をやりまして、そのときの実績なんですけれども、500件の方から1,050万7,105円という形で、電話やいろいろやって、その中の500件の方から約1,000万円が入っておるということでございます。

ます。

それと、納税課のほうで、19、20年とあるんですけども、国民健康保険税の最終催告をやっていただきまして、対象が49件で394万3,346円のところを、催告をやったところ33件の167万657円という金額が入ってきております。ちなみに19年度の収納率は91.08%やったんですけど、20年度は91.34%ということで多少上がっております。92%にもう少しというところでございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）371ページの高額医療費拠出金負担金との関連質問なんですけど、私も直接相談を受けたケースで、がんの治療ということで、通院なんですけれども、抗がん剤等の負担といたしますか、医療費が10万円を超える、1カ月でいいますと非常に高額な医療費の負担になると。お尋ねしたいのは、そうした場合に、いわゆる立替払いといたしますか、年金生活者等の場合、なかなかそうした多額の医療費の負担というのがきついということで、もちろん申請をして高額医療ということで戻ってくるんですけども、それを簡素化というか、患者さんに負担のいかにように一時立替払いというような形で対応していただく、そうした制度がないものかという質問だったんですけど、この点で説明ください。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）前にも一回そういうような一般質問がありました。そのときの答弁といたしましては、今のところ、そのやつについては、する予定はございません。ただし、入院する前に届け出をいただきましたら、その方の収入状況云々によって証明書みたいなのを出します。それを持ってきていただきましたら、その分につきましては、今

言われたように立替払いみたいな形の中で、病院のほうは自己負担分だけで、その分については市のほうから、別の連合会のほうから支払いをさせていただくと、そういうような形になります。入院する前にそういうような届けは要りますけども、それをさせていただきますと、そのような対応ができると思っております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今、部長に答弁いただいたのは入院治療というケースですか。それと、通院で多額の医療費負担があるというケースと、それと入院であっても、そうした制度があるのであれば、ぜひとも広く市民の皆さんに広報といたしますか、広く知らしめるというのか、対象となる市民の方が理解できるような内容でぜひとも広く知らしていただきたいし、また、非常に国民健康保険税の場合、なかなか支払い能力を超えた課税というふうな認識を僕もするんですけど、確かに取り立てのほうも非常に大事なんですけれども、そうした一方で大きな負担に対しての行政としての対応をぜひお願いしたいので、再度伺います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）広報につきましては、市の広報、その他の広報もあるわけなんですけども、検討させていただきまして、しかるに掲載して市民に知らせていきたいと思っております。

また、今、議員おただしの国民健康保険税の金額が大きいということでございますけども、それにつきましても、先ほどの一般質問でもありましたとおり、支払いの困難な方につきましては相談いただきまして、関係の各部署等と協議いたしまして何らかの対応をとっていききたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

4番 松浦君。

○4番(松浦健次君) 349ページで、不納欠損が約2,000万円あるんですけども、この原因はということが主な原因になっているんですか。349ページです。

○議長(中西峰雄君) 4番議員の質問に対する答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

(午後1時40分 休憩)

(午後1時59分 再開)

○議長(中西峰雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

申し上げます。

先ほど設置されました平成20年度決算審査特別委員会委員の中谷晋君から辞任の願いがあり、委員会条例第14条の規定により、議長においてこれを許可いたしました。

委員会に欠員1名を生じましたので、岡本昌次君を委員会条例第8条の規定により、同委員に指名いたします。

先ほどの質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(森本健二君) たびたび申しわけございませんでした。先ほどの4番議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。国民健康保険税の不納欠損の種類、その分類の中で、一つは行方不明の方、低収入の方、失業中の方、疾病等病気の方、営業不振の方、破産・倒産の方、死亡、生活保護中ということになっております。

以上でございます。

○議長(中西峰雄君) 4番 松浦君。

○4番(松浦健次君) はい、わかりました。

低所得の人がまた高所得者になる可能性もあるので、失業中だって、仕事したらまた払うべきなので、市民の公平の負担という観点からいうたら、こういう人たちが失っていく

欠損で落とされるというのは、営業不振でも同じですけども、これは不公平だと思いますので、時効にならないような方策というか手段を講じていただきたいと思います。

以上です。

○議長(中西峰雄君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ないようですので、次に、認定第3号 平成20年度橋本市簡易水道事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ないようですので、次に、認定第4号 平成20年度橋本市国民宿舎特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ないようですので、次に、認定第5号 平成20年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ないようですので、次に、認定第6号 平成20年度橋本市老人保健特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ないようですので、次に、認定第7号 平成20年度橋本市公共下水道事業特別会計決算の認定について 質疑を

行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次に、認定第8号 平成20年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次に、認定第9号 平成20年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次に、認定第10号 平成20年度橋本市農業集落排水事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次に、認定第11号 平成20年度橋本市土地区画整理事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次に、認定第12号 平成20年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次に、認定第13号 平成20年度橋本市介護サービス事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次に、認定第14号 平成20年度橋本市指定訪問看護事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次に、認定第15号 平成20年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております認定第2号から認定第15号までの14件については、平成20年度決算審査特別委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第15号までの14件については、平成20年度決算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

日程第17 認定第16号 平成20年度橋本市水道事業会計決算の認定について と、日

程第18 認定第17号 平成20年度橋本市病院事業会計決算の認定について の2件

○議長（中西峰雄君）日程第17 認定第16号 平成20年度橋本市水道事業会計決算の認定について と、日程第18 認定第17号 平成20年度橋本市病院事業会計決算の認定についての2件を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

まず、認定第16号 平成20年度橋本市水道事業会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、次に、認定第17号 平成20年度橋本市病院事業会計決算の認定について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております認定第16号と認定第17号の2件については、平成20年度決算審査特別委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、認定第16号と認定第17号の2件については、平成20年度決算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。